

立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 8 年 3 月 25 日

提出者 立川市教育委員会
教育長 飯 田 芳 男

理由

立川市文化財保護審議会の委員の報酬額について、当該審議会の所掌事項にかかる専門的あるいはより高度な知識に関する助言等を受けることを鑑み、単価を改めるほか、必要な文言の整理を行うため。

立川市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則

立川市文化財保護条例施行規則（昭和29年立川市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
 次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(所在地の変更の届出を要しない事由)</p> <p>第7条の3 条例第9条第3号に規定する事由は、次の各号の<u>いずれか</u>に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(審議会委員の報酬)</p> <p>第11条 条例第17条第1項に規定する審議会の委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額</u>とする。</p> <p>(1) <u>会長 日額26,000円</u></p> <p>(2) <u>その他の委員 日額20,000円</u></p>	<p>(所在地の変更の届出を要しない事由)</p> <p>第7条の3 条例第9条第3号に規定する事由は、次の各号の<u>一</u>に掲げる場合とする。</p> <p>(1)～(3) ……略……</p> <p>(審議会委員の報酬)</p> <p>第11条 条例第17条第1項に規定する審議会の委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により<u>日額10,800円</u>とする。</p>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。